

京 都 大 学 事 務 組 織 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)                      (学系、学域及び全学教員部の事務)                      第10条の2 (略)                      2 総務部及び全学教員部の教員が所属する部局の事務を処理する事務組織は、当該組織が処理する事務のほか、全学教員部の事務を併せて処理するものとする。                      3 (略)                      (後 略)</p>	<p>(学系、学域及び全学教員部の事務)                      第10条の2 (同 左)                      2 総務部又は人事部及び全学教員部の教員が所属する部局の事務を処理する事務組織は、当該組織が処理する事務のほか、全学教員部の事務を併せて処理するものとする。                      3 (同 左)</p> <p>附 則                      この規程は、令和3年9月9日から施行する。</p>